

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN) プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

オウム真理教団事件は、破壊的カルト宗教の怖さをまざまざと見せつけてくれた。これまでも、わが国にはカルト宗教が存在しなかつたわけではない。しかし、オウムのような超破壊的な教団は、恐らく初めてではないかと思う。

オウム事件に関して、もう一つ大きな問題は、犯人の逮捕にあたり、微罪による別件逮捕が頻繁に行われたことである。市民はもちろんのこと、マスコミの多くも、「特異な事件なのだから……」と、あたかも当局の別件逮捕にエールを送るようなムードが見られた。

しかし、法律の専門家の多くは、この別件逮捕の横行に批判的である。また、その一般化、日常化を危惧している。

私たちPIJは、オウム事件を別の観点からも大いに危惧している。すなわち、この事件の陰に隠れるようにして行政全体が一体となつてすすめている、国民総背番号制の裏口導入に危機感を強めている。

国民やマスコミが、宗教法人に対する公権力による管理を強めることに気を取られている間に、私たち市民に対するデータ監視網の構築が着々と準備されてきている。去る(九五)年十月二四日、納税者番号

**私たち市民は
番号とカードで管理される
超監視社会を望んでいない**

オウム事件の話題の陰で着々と進む
国民総背番号制の導入を危惧する

制度に関する資料(「納税者番号制度関係資料」)が、政府税制調査会総会に提出された。この資料は、「納税者番号制度関係資料」とのタイトルにもかかわらず、課税目的にのみ利用する納税者の番号「本来の納税者番号制度」に関する資料ではない。その内容は、行政全般、さらには民間も共通して利用できる多目的番号、つまり『国民総背番号制度』に関する資料である。政府税制調査会には、これまでも同様の資料が

いく度となく提出されている。ただ、今回の資料では、新たに番号制が導入された場合の具体的なイメージを明示したこと、各国での番号制の有無やその利用状況についての最新の情報の対比表を添付したことなどが注目される。

しかし、相変わらず、番号利用範囲の限界、番号情報の濫用規制、「データ照合規制、独立した監視機関(オンブズマン)」の設置など、プライバシー保護のためのインフラ

主な記事

**新年あけまして
おめでとございます**

税調の納税者番号制もICカードを利用
共通番号制は憲法違反 ドイツの選択

整備に向けた提案や資料は皆無に近い。

「われわれは、新設される自治省提案の住民基本台帳番号ないしは厚生省・社会保障庁提案の公的(基礎)年金番号を、納税者番号として、借りるだけ」、「インフラ整備は連中(自治省、厚生省)の問題」と、政府税調はつぶさずかかも知れない。

しかし、プライバシー保護のためのインフラが整備されないまま、こうした「生涯不変・全国一連・一人一番号・官民一体」の多目的番号制度の導入を認めれば、確実にわが国はデータ監視社会になっていく。

行政、さらには企業などは、こうした番号を使った 包括的なデータ監視ネットワーク をフルに活用し、今以上に 市民・消費者性悪説 を展開していくことになる。そして、ひいては、別件逮捕日常化社会 の到来を許すことにもなりかねない。

私たちは、市民全員が番号カードを持たされ、数桁の番号で二四時間管理される、超監視社会 を望まない。

一月二七日、PIJ主催で開かれる市民シンポジウム「自治省・国税庁による国民総背番号制導入プランを検証する」には、良識ある方々の多くの参加を期待したい。

代表 石村耕治

自治省の考える「住民番号カード」の使い途が明確に

番号カードが税務情報も収集する

政府税調の「納税者番号制度関係資料」を検討する

PIJ法規対策部

政府税制調査会（政府税調）は、九五年十月二四日、「納税者番号制度関係資料」（以下、「資料」）を政府税調総会に提出した。

PIJの法規対策部はこの内容を分析・検討し、過去の税調の論議・検討内容と併せて「読みとる」作業を行った。そしてこの「資料」には、私もPIJがこれまで何度となく指摘してきた、国民総背番号制の危険性が明確にかつ具体的に示されている、との結論を得た。

はじめに

「資料」の内容は、「3. 納税者番号制度の3つの類型化イメージ」とに考えられる仕組み（イメージ）を図示した以外は、新味の乏しい内容である。しかし、この「資料」は、今後の納税者番号制度の検討方向を示しているだけの「資料集」ではない。国民にとって、行政あるいは民間機関によるプライバシー侵害が、

日常化 しかねない「データ監視社会」への「ゴースト」を示唆したものと受けとめるべき、重大な内容を含んでいる。

すなわち、「資料」の中で「納税者番号制度」という語で表現されている制度とは、実は、自治省などが検討している「共通番号」が持つ、国民総背番号としての機能の具体的な側面の一つとしてとらえるべきである。つまり、自治省が考える「住民基本台帳番号」制度の、具体的な使い途を示している「資料」として読む必要がある。

本稿も、納税者番号制度がもつ、このような側面を重視して検討を進めていく。

この「資料」は、次のように、これまでの税調における机上の納税者番号制度論議と異なり、具体的な運用方法を図で示すなど、制度実現にかけける役人の、きわめて積極的意思表示としての側面をもっている。

総合課税化は「偽装」

共通番号を当然のように利用
他省庁・民間機関との

データ交換を可能にする
住民カードを税制でも
本人確認に利用する

外圧により、「規制緩和」が求められ、官官接待 問題など税の使途が論議になっている現在の状況も、自治省・国税庁の役人は我関せずのごとである。税の効率的徴集のためには、一層強大な権限と手段を握り、国民をさらに「規制」する必要があるとでも考えているのであろうか。

納税者番号制度のイメージ

右の問題点を検討する前に、政府税調やその答申を 待っている 大蔵省・国税庁は、どのようなイメージの納税者番号制度を考えているのであろうか。

次ページの「図1 納税者番号制度のイメージ」を見ていただきたい。

この図は、「資料」及びこれまでの自治省などの「共通番号」に関する検討内容をもとに作成したものである。

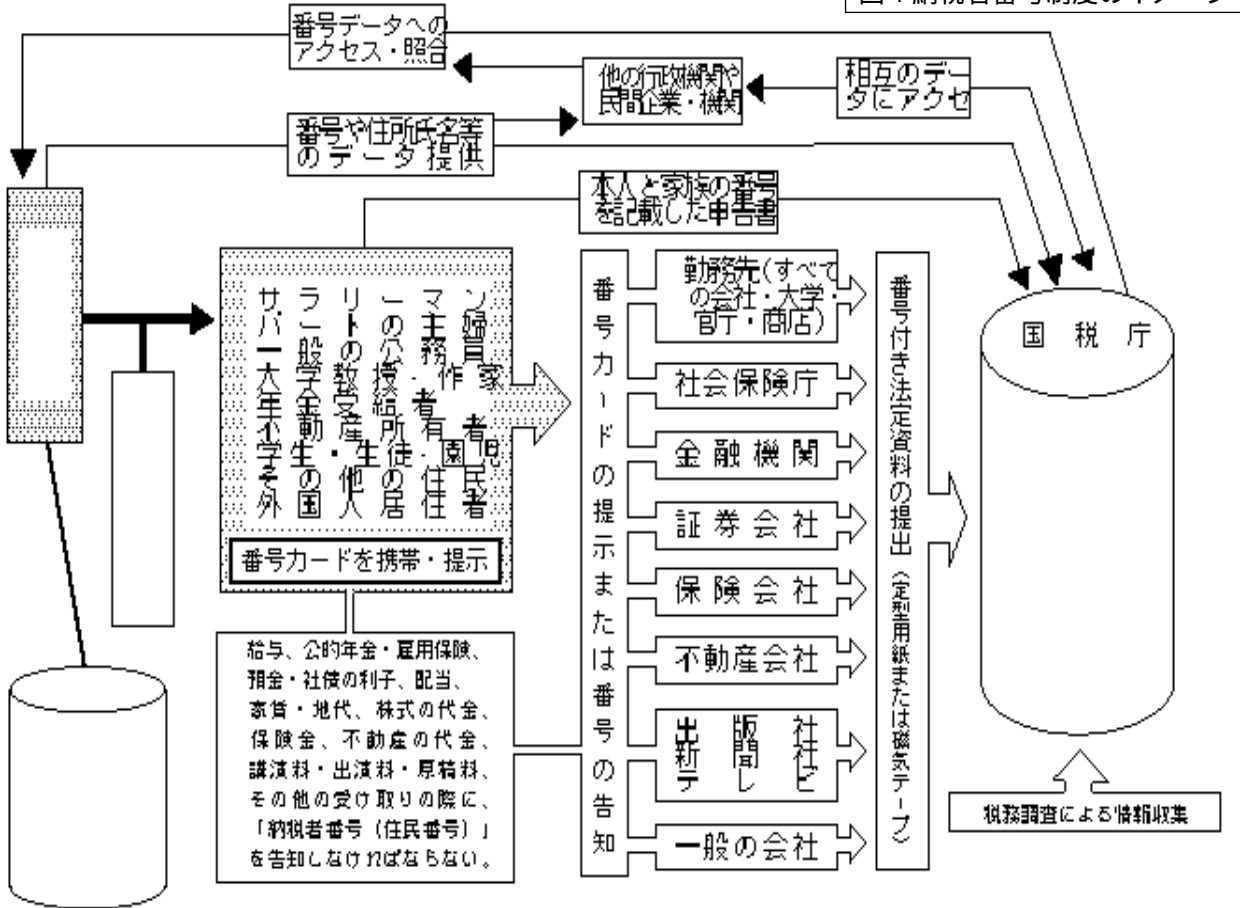
自治省などの構想に相乗り

まず、自治省が検討する「住民基本台帳番号」制度が、納税者番号制度の前提となっていることを理解しておく必要がある。すなわち、図の中の「付番機関」、「番号カード」、住民基本台帳データセンターなどの概念は、あくまでも自治省の構想に盛り込まれている制度である。税調が考える納税者番号制度に固有の制度ではない。

全国の住民の番号を管理（新規登録、異動・削除の処理）し、「住所・氏名・生年月日・性別」の基本情報のデータベースを運営するのは、自治省所管の住民基本台帳データセンターである。また、情報を書き込んだ番号カードを発行し、全住民に携帯させるのは市町村である。そしてこの住民基本台帳データセンターは、中央、都道府県および市町村に設置され、各自治体や各行政機関とコンピュータのネットワークにより結ばれることになる。

行政機関と民間機関それぞれが保有する個人情報データベースを、OSI「開放型システム間相互接続」機能を使いネットワーク化し、相互

図1 納税者番号制度のイメージ



個人データを提供し、利用しあうことも可能になる。

以上のように、政府税調の考える、『納税者番号制度のイメージ』は、まず第一に、自治省などが考える「共通番号」制度のハードとソフトを借りて、フルに利用するシステムとなっているということが出来る。

納税者番号の利用方法

それでは、図に基づいて「納税者番号の利用方法」を検討してみる。

政府税調が考える納税者番号制度が実際に運用されると、個人も法人も各種の収入を受け取る際に、その支払者に納税者番号を告知しなければならなくなる。

サラリーマンは給与を受け取る際勤務する会社に、老齢年金などの受給者は社会保険庁(あるいは受取口座のある金融機関)に、雇用保険の受給者は職業安定所に、株式などの証券を売却したら証券会社に、保険金を受け取る時は保険会社に、家賃や地代・駐車料を受け取る時は借家人・借地人に、原稿料・講演料を受け取る時は出版社や新聞社に対し、それぞれ自分の納税者番号を告知しなければならない。

番号の告知を受けた各支払者は、毎年一回、その年の内に支払つ

た各種の所得に関する「法定調査書」を、税務署に提出しなければならない。国税庁や税務署は、この「法定調査書」の情報と、所得税などの確定申告書に記載された所得の内容を、KSK(国税総合管理)システムを利用して「照合」することにより、「申告漏れ」を容易に見つけることになる。

番号告知の問題点

たしかに納税者番号を告知するだけであれば、相手の経理処理や事務処理に協力するだけのことである。そしてこのような制度は「所得の効率的な把握」に有効な手段のひとつであるといえる。

しかし、各種の収入を受け取る際に行政機関のみならず民間の企業や機関にも番号を告知することは二重の意味で大きな問題をはらんでいる。第一に、民間企業や機関が納税者番号制度を通じて、大量の「納税者番号(住民番号)」情報を入手できる途を開くことになる。

番号の告知を受けた民間の企業や機関が、その番号を自己の顧客データベースで利用しないという保障はない。自治省も、共通番号(住民番号)を、民間の企業や機関が利用することを禁止する措置をとる、とは明言していない。

第二に、民間企業・機関に番号の告知 することを法的に認めるならば、法定されていない事項にも、番号の告知 を求めてはいけないという理由がなくなる恐れが強い。

番号カードを全国民に携帯させる制度と相まって、民間企業・機関も、相手に対し 気軽に 番号告知あるいはカードの提示を、求めることができる。

納税者番号制度の「定着」とともに、国民生活のあらゆる局面で、番号の告知 を求められることとなるのは目に見えている。定期券の購入、ビデオや自動車のレンタル、医療機関での診察、ホテルでの宿泊、受験や入学、はては図書の借り出しにいたるまで、国民はすべて番号で管理される社会ができていく。

データ監視社会のネットワーク
現在でも、国の行政機関は五ペー
ジの「図2 国が保有する個人情報データファイル」に示したとおり、多数の個人情報ファイルを保有し、各種の行政処理に利用している。しかも、この図に掲載したファイルは個人情報保護法に基づき官報に「公示」されたものに限られている。
実際にはこれら以外にも、膨大な数の「個人情報ファイル」が保有・運用されている。さらに、国だけで

はなく各地の地方自治体や民間企業・機関も、同じように膨大な数の「個人情報ファイル」を保有・運用している。

納税者番号制度や住民基本台帳番号制度が導入された場合、これらの制度を通じて、今以上に、行政や民間の企業・機関に、多種多様な国民の情報が集積され、あらゆる情報が管理されるようになる。さらに、国民の個人情報データベースは、独立して機能し利用されるわけではない。最先端のコンピュータ技術を駆使すればこれらの官民のデータベースをネットワークで結び、相互にデータを利用しあうシステムが簡単に実現する。

個人の情報を保護する法制や官民の保有する情報を公開させる法制のどちらも、わが国ではきわめて不十分ないしは存在していない。このままでは、誤った個人情報が、官民の個人データのネットワークを駆けめぐっていても、一般の国民にはこれを訂正し、利用を差し止める権利も手段も一切ないということになる。そもそも今でも、自分に関するどのような情報が、官民に保有されているのかすらわからない状況である。まさに、政府税調の考える納税者番号制度の導入論議は、暗黒の超監

視社会の到来を告げるものといわざるを得ない。

税調「資料」の問題点

続いて、「資料」に記載されている納税者番号制度の内容をもう少し詳しく吟味してみる。

総合課税化は「偽装」

これまでマスコミは、納税者番号制度は税制の 総合課税化 のために必要との、大蔵省の論調をそのまま報道してきた。しかし、政府税調の納税者番号制度の導入目的や理由は、「納税者番号制度は、各種課税資料の名寄せに有効に活用する（八八年一二月政府税調納税者番号等検討小委員会）」あるいは「（納税者番号制度の）利用方法は……国民の判断に委ねる（九三年六月二日衆院大蔵委員会・大蔵省主税局長）」、「大蔵省は、分離課税のまま納税者番号を利用するのが効率的と判断（九四年一二月三〇日付日本経済新聞）」というように、もともと本来の意味での「総合課税」を前提にしていない。

本来の「総合課税」とは

ここで、本来の意味での「総合課税」制度を考えてみる。現行の所得税制は、利子や配当、株式や土地の譲渡益をそれ以外の所得とは別に、

相対的に低い税率で課税を完結する「分離課税」制度を採用している。

もし納税者番号制度により「総合課税」制度に移行するのであれば、これら「分離課税」となっているすべての所得を、一般の所得と合算し、確定申告により清算する制度（本来、所得税はこのような制度であった）を作り、高額所得者に応分の税負担を求めるべきである。

しかし、政府税調は現行所得税制度のまま、「申告漏れ」の所得を 総合的に課税するために納税者番号制度を導入すると述べているに過ぎない。つまり、大蔵省や政府税調は大きな 税源 の確保には目をつぶり、現行の税務行政の枠内でも十分に把握が可能な範囲の所得の徹底的な課税のために、納税者番号制度を導入するといっわけである。

このような税調の論議あるいは大蔵省の考えが前提になって、今回の「資料」が作成されている。

すなわち、もともと考えていなかった所得税の「総合課税」化が、今回の「資料」により、納税者番号制度導入の目的から完全に 欠落 したことが明確になった。それにもかかわらず、大蔵省や政府税調が「総合課税のために納税者番号制度が必要」というのであれば、それは、納

図2 国が保有する個人情報データファイル
(官報に公示されたもの 1993年10月1日現在)

保有機関の名称	ファイル数	主な使用行政分野	主なファイル名
総 理 府	2	叙勲、褒賞	春秋叙勲受賞者ファイル
公正取引委員会	1	文献管理、検索	図書文献情報ファイル
警 察 庁	6	運転免許	運転者管理ファイル
総 務 庁	2	恩給	恩給等受給者データベース
北海道開発庁	3	道路占用許可	道路占用許可マスタファイル
防 衛 庁	3	医療	診療データベース
科学技術庁	4	科学技術動向	研究者研究課題情報ファイル
環 境 庁	6	文献管理、検索	自然環境文献データファイル
法 務 省	95	登記、出入国管理	登記簿、日本人出帰国記録マスタファイル
司法試験管理委員会	1	試験管理	司法試験2次試験ファイル
外 務 省	3	旅券管理	旅券管理マスタファイル
大 蔵 省	2	医療	患者データベース
国 税 庁	16	税務	所得税納税者原簿管理ファイル
文 部 省	575	学生管理、医療	教務ファイル、入学試験ファイル、患者登録ファイル
厚 生 省	113	援護、医療	援護年金個人データファイル、診療報酬明細書ファイル
社会保険庁	6	保険、年金	健康保険・厚生年金保険現存被保険者ファイル
農林水産省	8	文献管理、検索	農林水産試験研究課題ファイル
食 糧 庁	354	米麦の集荷等	生産者マスタファイル
林 野 庁	1	文献管理、検索	林業・林産関係国内文献分類目録
水 産 庁	2	学生管理	学籍簿管理ファイル
通商産業省	14	石油製品販売業、鉱業権	石油製品販売業者ファイル、鉱業権登録ファイル
特 許 庁	3	工業所有権	工業所有権登録ファイル
運 輸 省	4	自動車行政	自動車登録ファイル
海上保安庁	1	海上保安行政	船舶明細情報ファイル
気 象 庁	1	文献管理、検索	技術文献情報ファイル
郵 政 省	12	郵政事業	通常貯金原簿ファイル、簡易保険契約原簿ファイル
労 働 省	8	労働保険	雇用保険被保険者ファイル
建 設 省	26	道路占用許可、建設業許可	道路占用許可ファイル、建設業許可情報ファイル
合 計	1,272		

各ファイルは個人情報保護法に基づき公告されたものであり、各省庁保有の全ファイルではない。

税者番号制度を導入するための偽装といわざるを得ない。共通番号を当然のように利用「資料」では、三ページの図1にあるように、国税庁などの税務当局とは独立した「付番機関」や、「共通番号」が想定されている。これは、

数年内に実施をめざしている自治省の「住民基本台帳番号」あるいは社会保険庁の「基礎年金番号」(いずれも共通番号「国民総背番号」として機能)を、納税者番号として当然のように「利用」するシステムであることを明確に示している。

納税者番号の要件
政府税調は、納税者番号制度の要となる「番号」について次のように考えている。(九二年一月の政府税調納税者番号等検討小委員会報告) 納税者番号は「二重付番がなく、全国一連の番号で生涯変わらない」

こと、「番号を付与した後の氏名等の異動を管理できる体制」が必要である。また「年金番号方式については、…全国民に自動的に付番」できない、とも述べている。

一方、自治省の「住民基本台帳番号」制度は、納税者番号制度に求められる「番号の生涯不変、全国一連、一人一番号、以後の管理が確実」という要件をすべて満たしている。

この点で、自治省の検討している「住民基本台帳方式の番号制度」が、納税者番号として利用されることは間違いなさである。また、大蔵省・国税庁が独自の番号を制度化するよりも、他の機関が作り上げた制度を一行政庁として利用する形の方が、国民の抵抗も少ない。同時に、番号管理の手間やコストを負担する必要もないので、願ったりかなったりである。

他省庁・民間機関との

データ交換を可能にする

同じく三ページの図1を見ていただきたい。図の上の方に、「他の行政機関、民間企業・機関」とのデータ交換の様子が描かれている。このデータ交換を可能にするハードがOS I(開放型システム間相互接続)機能を持つコンピュータネットワークである。ソフトが「共通番号あるい

は国民総背番号としての機能を持つ納税者番号」ということである。

現在、国税庁は共通番号としての納税者番号とKSK（国税総合管理）システムを利用して、各省庁が個別に保有する国民に関する個人情報ファイルとの、OS I機能を利用したネットワーク化をめざしている。

納税者番号としての各共通番号を、民間の企業・機関でも自由に使用することを前提に、アメリカと同じように税務情報も、OS I機能により官民で相互乗り入れた利用が可能となる。アメリカでは、国税庁（IRS）が納税者の預金口座にアクセスして、「滞納税額」の納付が可能かどうかを瞬時に知ることができるシステムとなっている。

このようなシステムは、現在の先端技術を利用すれば簡単に実現できる。しかし不十分な「個人情報保護法」や、政府情報の公開を求める法制が確立されていない現状では、行政による情報の独占が、一層強化されることは間違いないであろう。

住民カードを税制でも

本人確認に利用する

三ページの図1には、「番号カードの提示または番号の告知」と記されている。これは、「資料」が、「納税者番号制度が導入された場合のイメ

ージ」という図で示していることと同じ内容である。

つまり、自治省が検討している「住民番号カード」同様、税務行政でも本人確認の手段として法的に、番号告知を強制するということかたちで活用するということを示している。

このカードは「氏名・住所・生年月日・性別」を記憶したICカードである。全住民が「携帯」を義務づけられ、専用の装置さえあれば誰でもその情報の読み込みが可能となる。

自治省は、このカードについて、自治体以外の行政機関や民間機関の利用を禁止することを想定していない。したがって、給与・年金・配当などの受け取りの際に、カードの提示を求め、氏名等をカードから読み込めば、完璧な本人確認が可能となる。そしてこの番号カードの提示あるいは番号の告知の相手方が民間機関である場合や、税務以外の国民生活の場面では、提示や告知を求めることが禁止されなければ、どのような事態になるかは、「納税者番号制度のイメージ」の項で述べたとおりである。

おわりに

以上のことを総合すると、政府税調の考える「納税者番号制度」とは、

自治省が検討している住民番号と住民番号カードを、税務でも活用する制度であると言える。

そして、この「納税者番号制度」は超監視国家 システムの要として、一般庶民の財産や所得から徹底的に、税を取り立てる手段として機能する。

ところで、日本以外の先進国すべてが、国民総背番号として機能する納税者番号を、制度化しているわけではない。

ドイツでは一九八三年二月（旧西ドイツ時代）に、連邦憲法裁判所が「共通番号（国民総背番号）制の導入自体が、人間としての尊厳に反し違憲」と判決した。（ドイツの状況については次ページ以下の記事を参照されたい）

一方、一九八六年六月、国民総背番号として、「オーストラリアカード（Austral Card）」を導入しようとして失敗したオーストラリアは、その後、「完全に税務に限定し、民間がこの番号を自由に利用できない」本来の納税者番号（Tax File Number）を導入している。

CNNニュース第四号「カナダの番号制の概要と利用制限の方向」で報告したように、社会保険番号を利用したカナダの納税者番号制度は、見

直しの動きが強まっている。アメリカでも同様に、納税者番号制度に對置されるオンブズマン制度創設の動きが出てきている。さらに、アメリカもカナダも、わが国と比べてはるかに厳密・精緻・広範な「プライバシー保護法」や「情報公開法」が制定され、国民のプライバシーを護る制度が存在していることを忘れてはならない。

諸外国の先例は、わが国の大蔵省や政府税調が考える納税者番号制度、さらにその前提となる自治省の「住民基本台帳番号」構想が、いかに、超監視社会をつくる制度となる恐れがあるかを教えてくれる。

このままではわが国に、税金も福祉も社会保障も、預金も病院も交通機関も宿泊も、納税者番号（住民番号）が記憶された「ICカード」と引き換え、という時代が、数年後に到来してしまうかも知れない。



ドイツでは住民基本台帳番号を使った 共通番号制は憲法違反、廃案に

国民総背番号、そんなものいらぬの国、ドイツを検証する

PIJ調査研究部EU法検討小委員会

ドイツ連邦共和国（以下、ドイツ）における番号制論議について、わが国ではあまり詳しく紹介されていない。しかし、かつて、この国では、住民基本台帳番号を使った共通番号（国民総背番号）制を導入し、全員に番号カードを持たせてはどうか、と言った提案が行われたことがあった。結局、この提案は、猛反発を食い、議会は廃案とした。また、連邦憲法裁判所は、こうした役人の提案に、違憲の判断を示し、その芽を摘んだ。しかし、一步を誤れば対岸にある出生番号を使ったデータ監視国家・スウェーデンの二の舞になるところであった。

国民総背番号、そんなものいらぬの国、ドイツのケースは、わが国の将来に禍根を残さないためにも、十分に検討しておく必要がある。

連邦内務省の共通番号（住民基本台帳番号）導入プランに異論続出
ドイツの政治行政単位は、連邦、州および地方団体（市町村）の三元構造になっている。

住民基本台帳は、地方団体によって維持・管理されている。その数は、二万五、〇〇〇余り。地方団体のみならず、連邦や各州の当局により、さまざまな目的に利用されている。現在では、住民基本台帳事務はほぼコンピュータ化されている。

ドイツにおける本格的な番号制導入論議は、東西両ドイツ統合よりずっと以前、一九六〇年代後半にまで遡ることができる。一九六八年に、当時の西ドイツ内務省は、あらゆる住民を対象に、「生涯不変、共和国一人一番号」、一二ケタの統一個人コード番号（共通番号、国民総背番号）導入の検討を開始した。

連邦議会は、こうした内務省の共

通番号制導入プランについて、当初、連邦データ保護法の制定とセットならば、実現の可能性がなくもない、といった態度をとった。これは、行政側からの共通番号制導入の要請が強かったことと、いまだ連邦レベルでのデータ保護法も制定されておらず、議会側が急いで対応策をとる必要があったためである。

連邦議会は、六九年三月に決議を行い、連邦政府にデータ保護法の制定を急ぐように要請した。内務省は、この要請を踏まえて、法案の具体的な検討に入った。一方、内務省は、七一年五月に、かねてから検討を進めていた住民基本台帳番号を基にした国民総背番号制の七三年からの導入を含む「連邦住民登録法案（Bundesmeldesetz）」（以下「共通番号（総背番号）制導入法案」ともいう）を作成し、議会に提出した。

この法案、とりわけ共通番号制導入プランに対し、各界は一斉に反発した。この種の番号を導入することは、憲法（基本法）で保障された「個人の尊厳」、すなわち「プライバシー」を侵害するものであり、断じて許せないとして強硬に反対した。

連邦データ保護法は成立、共通番号制導入法案は廃案に

内務省は、七二年に、かねてから検討を重ねていた「連邦データ保護法案」を議会に提出した。同法案は、七一年五月に提出されていた「共通番号（総背番号）制導入法案」とセットの形で、議会での審議に付された。しかし、共通番号制導入に対しては各界からの反対が強く、七六年に議会の立法委員会は共通番号制導入法案の審議を中断せざるを得なかった。

「連邦データ保護法」は、圧倒的な支持を得て七六年一月に成立した。一方、「連邦住民登録法案」、いわゆる「共通番号（総背番号）制導入法案」は、議会での支持が得られず、同じ七六年一月に廃案となった。（注）正式には「データ処理における個人データの濫用防止に関する法律」

ちなみに、その後、連邦議会には改めて「連邦住民登録法案」が提出された。同法案は八〇年に議会を通じた。新たに成立した連邦住民登録法により、各地方団体が維持・管理する住民基本台帳は統一のものになる。また、住民基本台帳データの利用目的が明確にされ、選挙、課税、旅券の発給などに限定された。しかし、同法には、多目的利用を前提とした住民基本台帳番号（共通番号）導入のための条項が入っていなかった。

かつてナチスがユダヤの人達の腕に番号を彫り込んだと同じように、連邦内務省の役人が目ざした強制付番による国民総背番号制実施計画は、図らずも挫折した。

国勢調査法は違憲、
共通番号も違憲

ドイツでは、一九八三年から八七年にかけて、強制的に実施される国勢調査に対し、国民は、かつてなかったほど激しく反発した。

戦中の極端な集団主義、戦後の経済優先の時代を経て、当時、国民の間には、できるだけ私生活を大事にしたいというムードが浸透してきつた。こうした時期に、かつてと同じような強引なやり方で国勢調査を実施しようとした政府の側に、激しい反発を招いた原因があったようである。

八三年に国勢調査についての世論調査が、実施された。それによると、回答者のうち、52%が調査項目に不信をいだいていたという。また、当時の二、五〇〇万世帯のうち25%が、たとえ国勢調査が実施されても、すべての調査項目に答えなかつてもりだ、と回答したという。

こうした世論調査結果が出た背景には、いくつかの原因がある。たと

えば、七〇年に実施された国勢調査と同様のやり強引な方でうまく行くかどうかという役人の過信。さらには、かねてからさまざまな問題が指摘されていながら、財政上の理由から、連邦統計局が十分な個人データ保護策を講じることができなかったことなどがあげられる。

国勢調査における調査項目が、人口調査の範囲を大きく超えてしまっていること。必要性が疑わしい事項にまで及んでいること。収集されたデータの目的外利用の範囲が明確にされていないことなど、プライバシー侵害的な調査に対する国民の不満は多岐にわたった。

また、専門家の間でも、国勢調査がデータ提供者(データ主体)のプライバシー(個人の尊厳)と、とりわけ情報の自己コントロール権を侵害しているという意見は強かった。ハンブルグに住む二人の弁護士が、こうしたプライバシーの侵害を制度的に許している八三年連邦国勢調査法は憲法に違反しているとして、裁判を起した。

連邦憲法裁判所での審理には、数多くの承認が出廷した。いくつかの州のデータ保護官(プライバシー保護を職務とするオンブズマン)からは、地方団体が管理する住民基本台

帳から個人データを収集し、それを国勢調査目的に流用する実務を当然のよう認める連邦国勢調査法は違憲の疑いがある、との証言が得られた。

また、ヘッセン州のデータ保護官は、同州の議会で、連邦国勢調査法は、個人データの収集、利用の面で制限が不明瞭であるなどの点を指摘し、違憲であるとの見解を表明した。

ちなみにヘッセン州は、世界に先がけて個人情報保護法(データ保護法)を制定した経歴を持つ。こうした経歴も幸いしてか、同州のデータ政策は、常にドイツにおけるデータ政策にかなりの影響を与えてきた。

一九八三年一月、連邦憲法裁判所は、連邦国勢調査法は違憲との判決を下した。

判決の中で、裁判所は、自己の情報の無制限な収集、保有、利用および移転から保護される権利は、憲法二条一項が保障する「一般的人格権」に含まれること、したがって、情報の利用制限を明確にしていないう連邦国勢調査法は憲法に違反する、と判示した。

また、同裁判所は、デンマークで実施されているような、もっぱら各種の行政機関のデータベースにある個人情報を利用して国勢調査を実施する方法についても、憲法に抵触す

る疑いがあるとし、否定的な意見を述べた。とりわけ、こうした方法による国勢調査は、共通番号(国民総背番号)制の導入なしには効果的に実施し得ないこと、しかしながら、これでは現行の調査方法よりもっと個人の尊厳を侵害する結果となってしまう、との認識を示した。また、この点に関し、裁判所は、そもそも、あらゆる登録、管理に対し統一的に適用される共通番号(国民総背番号)制の導入自体が、憲法に保護された一般的人格権を侵害する、との認識を示した。

つまり、個人を全人格的に管理することにつながる共通番号(国民総背番号)制は憲法違反である、と判断したわけである。

新たな国勢調査法の制定へ
一九八三年の連邦国勢調査法違憲判決では、主に、回答から得られたデータの目的外利用が問題とされた。したがって、違憲状態を解消するためには、たとえば、国勢調査で入手したデータを、他の省庁の計画行政に用いることは禁止されなければならぬ。また、入手したデータを、地方団体の住民基本台帳の補正に用いたりすることなどについても同様である。

八四年、連邦法務省は、問題とされた八三年連邦国勢調査法を、連邦データ保護法とともに、抜本的に改正すると発表した。

この発表後ただちに法律改正作業が開始された。そして、連邦憲法裁判所判決で違憲とされたデータの目的外利用の禁止を柱とした新国勢調査法は、九五年に成立した。

これに対し、情報の自己コントロール権の強化を柱とした連邦データ保護法改正案の方は、八六年四月に議会に提出された。しかし、議会の解散により廃案になるなど、成立が遅れた。

八五年に成立した新国勢調査法に対して、連邦および各州のデータ保護官は積極的な評価を与えた。政党レベルでは、社会民主党および緑の党は、全国一斉に、しかも人口調査を大きく超えた調査自体が必要なのかどうか、疑問を投げかけた。とりわけ、緑の党は、国勢調査は全体主義を志向するものであるとして、その廃止を求めた。

一九八七年に、反対論と賛成論が渦巻く中、一七年ぶりに国勢調査が実施された。

この実施に先がけ、連邦統計局は、大がかりなPR活動を行った。また、質問事項を極力限定するとともに、

プライバシーの侵害につながるような質問を削除した。さらに、回答は、早急に匿名処理するなどの配慮を行った。こうした対応もあって、全体としてみれば、キリスト教民主党政権が実施した八七年の国勢調査は成功であった。

翌八八年に、連邦データ保護官は、将来的に、国勢調査は、データ収集の方法を大幅に改善することによって自発的な協力がし易い制度とすべきである、とのコメントを公表した。

翻って、危機的なわが国の状況が人口調査の範囲を大きく超えているとして、問題となっていた。

昨年（九五年）十月一日に政府は、市民団体などからの強い反対にもかかわらず、プライバシー面での抜本的な改善をしないまま、従来どおりの国勢調査を実施した。まさに、ドイツとは対照的といえる。

一方、政府税調や自治省行政局長の私的研究会、社会保険庁などによる、国民総背番号制導入に向けた検討も盛んだ。しかし、いずれの機関も、プライバシーの保護すなわち基本的な人権を護るためのインフラ整備に向けた具体的な提案を、ほとんど行っていない。まさに、この点もド

イツとは対照的といえる。

全国民を対象とした強制付番は、まさに 現代の入れ墨 に等しい。

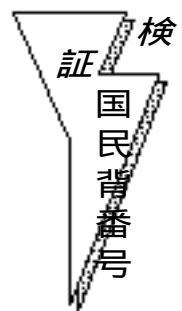
親がつけてくれた名前はどこかに追いやられてしまう。ナチスは、ユダヤの人の腕にむりやり番号を彫り込んだ。各人の 人格 を否定するためであった。

強制付番を認めれば、番号カードの発行、カードの携行の義務化へと、役人の 国民監視の発想 は次第にエスカレートしていく。やがて、カードは、ICチップを埋め込んだ顔写真、DNA情報入り、非接触式のものになる。

カード読み取り用の端末装置をさせた警察官が闊歩し、不携行者は容赦なく連行ということになりかねない。まさに、 データ監視による収容所列島の誕生である。

将来に禍根を残さないためにも、わが国でも国民総背番号制導入プランを黙認してはならない。また、納税者番号制と国民総背番号制の違いも分からず、役人のプランを黙認している首相を始めとした政治家、研究者などの教化を急がねばならない。

☆



[Data-0012]

相次ぐ自治体レベルでのオンブズマン制度の導入を、国レベルでの導入につなげよう

近年、住民と行政との間に生じたトラブルの解決のためのオンブズマン（独立した苦情処理機関）制度を導入する地方自治体が相次いでいる。

現在、情報公開制度の分野では、地方自治体の条例制定が相次ぎ、国を包囲する形になっている。国も、いやいやながら、情報公開法を制定せざるを得ない状況にまで追いつめられている。いま、相次ぐ自治体でのオンブズマン制度の導入を、他の先進諸国が持っているような国レベルでのオンブズマンの創設につなげていくような戦略が求められている。

オンブズマンの二つのタイプ
わが国では、自治体レベルでのオンブズマン制度の導入が相次いでいる。自治体が設置しているオンブズマンは、大きく二つのタイプに分けることができる。一つは、行政全般

に関するオンブズマン（一般オンブズマン）である。たとえば、沖縄県、川崎市、長崎県諫早市、新潟市、埼玉県鴻巣市などのケースが典型だ。

そしてもう一つは、特定の行政分野に限定したタイプのオンブズマン（特殊オンブズマン）である。たとえば、東京都中野区や横浜市の福祉オンブズマン、神奈川県逗子市の情報公開オンブズマンなどが典型だ（日本経済新聞九五一年十一月二六日朝刊参照）。

諸外国のオンブズマン

先進各国では、一般オンブズマンに加え、プライバシー法の運用、監督、プライバシー問題に関する市民からの苦情処理にあたる特殊オンブズマンを設けている例が多い。国（連邦）レベルはもちろんのこと、州ないしは自治体レベルでの制度導入も目だつ。

各国のプライバシーオンブズマンは、大きく、行政府に属する機関として設置されているタイプと議会直属のタイプとに分けられる。前者としては、ドイツのデータ保護官、イギリスのデータ保護登録官、スウェーデンのデータ検査院などがある。一方、後者としては、カナダやオーストラリアのプライバシーコミッションがある。

国レベルでの消極的な総務庁

わが国に、国レベルで、こうしたプライバシー問題専門の行政から独立した監視機関（オンブズマン）を設けることについては、現在ほとんど議論がされていない。

この分野における 実質的な立法権 を握っている総務庁行政管理局も、「我が国では、担当行政分野の施策の遂行、行政目的の達成について、各主任の大臣が責任を持ち分担保理する制度がとられている。このため、一部の外国に見られるように、独立の行政委員会等を設け……することは、必ずしも適当ではない」（同局監修『逐条解説・個人情報保護法（新訂版）』（ぎょうせい）二〇四頁）と、オンブズマンの設置には消極的だ。

しかし、公正取引委員会などの例もあるように、わが法制上、「プライバシー保護委員会（仮称）」の設置は、不可能ではない。

早期導入の戦略

国レベルでのプライバシーオンブズマンの導入が急がれる。

早期導入のためには、情報公開制度のケースのように、地方自治体レベルでの制度導入を推進することにより、国を包囲していく戦略が必要だ。

※



[Data-0013]

警察庁による、運転免許証のICカード化の検討本格化

CNNニュース第4号で既報のとおり、警察庁は自動車運転免許証のICカード化の検討を開始した。九五年度の九月から、ICカード化に関する「制度・運用面」について学識経験者等からなる「調査研究委員会」に、「技術面」について警察庁関連の財団法人に、それぞれ研究を委託することにより、数年後の実施をめざして具体的作業に入った。
Data-0013は、これらの動き

警察庁がマスコミに発表した、「運転免許証のコンパクトレスICカード化に関する調査研究について（案）」によれば、免許証のICカード化の目的、制度・運用面および技術面の研究課題は、次のとおりである。

ICカード化の目的

警察庁は、次のような理由と目的から、免許証をICカード化する必要があると説明している。

- ・運転免許保有者は、一九九五年七月に六千八百万人を超え、毎年二千五百万人に対して、免許証を交付しており、「運転免許関係業務は増加する一方であり、免許交付申請手続、行政処分、交通指導取締り等の、運転管理者を迅速かつ的確に処理する」免許証システムを導入する必要がある。

- ・オウム真理教団による免許証偽造事件のような事態に対抗するには、現行の制度では限界があり、セキュリティ機能を有する電子技術の応用を図る必要がある。

- ・「電子技術を応用した証書（コンパクトレス・ICカード）」とすることにより、免許証のIDカードとしての機能をより一層発揮することができ、日常生活での免許証の携帯と利用がますます便利になる。

このように、免許証のICカード化は、明らかに「治安対策」と「国民IDカード」制度の一翼をになうことをめざして、研究されている。

「ICカードのコンピュータとしての機能とメモリー記憶機能の利用」は、いわゆる交通違反取締り業務の合理化・効率化にとどまらない。刑事警察による「不審人物」の洗い出し、「容疑者割り出し」など、警察の「利便がおおいに増す」もの

と期待されている。

ちなみに、警察庁の構想によれば、このICカード免許証のメモリーには、自治省が検討している住民カードと同じく「住民の基本4情報(本人の住所・氏名、生年月日、本籍・国籍、性別)」が書き込まれることになっている。したがって、警察庁は明言していないものの、免許証交付時の基本情報書き込みや、交付後のメンテナンスや正確性確保のために、「住民基本台帳ファイル」からのデータの読み込み、照合・訂正が簡単にできる機能を持つことが、ICカード免許証制度化にあたっての当然の前提であり、技術的にもそれは可能である。

調査研究の委託内容

前述の、免許証ICカード化の目的・必要性を前提に、「偽造防止」、「警察業務合理化・効率化」を可能にする制度の調査研究を専門委員会と公益法人に委託している。さらに、「研究課題」には、民間での広範な利用にも更に便利なものとなることも含まれている。

すなわち、ICカードの民間での広範な利用という点でも、自治省などが検討している「住民番号(国民総背番号)」、「住民カード」の利用目的とピタリ符合しており、ICカー

ドに収録されるデータ内容からみても、まさに免許証が「国民IDカード」として機能するようになることはまちがいない。

制度・運用面の調査研究内容

このテーマを調査研究するために、『運転免許証のコンパクトレスICカード化に関する調査研究委員会』が設置された。

委員長は磯部力(東京都立大学法学部教授)、委員は多賀谷一照(千葉大学法経学部教授)、長江啓泰(日本大学理工学部教授)、岩越和紀(JAF/MATE社編集長)、生内玲子(交通評論家)、山村礼子(国際ラリー・ライダー)、小池登一(警察庁交通局交通企画課長)、稲葉一次(同交通指導課長)、小西哲(同交通規制課長)、中澤見山(同都市交対策画課長)、松尾庄一(同運転免許課長)、吉尾泰知(同交通管制課長)、山下重信(全日本交通安全協会常務理事)の12名。マスコミ関係者も弁護士もいない。

具体的に調査研究するテーマは、国外におけるコンパクトレスICカードの活用実態の調査・分析、ICカード化に伴う交通警察業務の合理化・効率化、コンパクトレスICカード化に関するニーズおよびID機能としての活用実態の把握、関係法

令の調査等だけである。

市民(運転者)の「基本的プライバシー」である住所等を電子管理する制度を検討しているにもかかわらず、「個人のプライバシー保護」の観点からは、「何も検討されない」という、きわめて憂慮すべき方向で、導入論議だけが先行している。

「電子技術によりセキュリティが向上する」との期待は、電子技術を利用できるものにとつてはその情報が「宝の山」と化すことを理解していない役人の発想である。さらに、そうであるからこそ法令による強固なガードを構築する必要性があることを、無視あるいは理解していない役人の独善以外のなものでもない。

技術面の調査研究内容

免許証のICカード化に伴う「技術面」の調査研究は、日本交通管理技術協会という、「交通管理施設等の維持管理・型式認定・審査、自動車点検等技術の審査」を目的とした、行政補完型財団に委託された。この財団は九五年九月二二日付の官報に『運転免許証として用いるコンパクトレスICカードに関する意見招請について』の公告を掲載し、コンパクトレスICカードを「自ら製造する能力を有する企業(企業連合)」に限って、

ICカードの「技術基準概要案」に対する意見、試作品等に関する報告を提出するよう公告した。

「技術基準概要案」には、想定されるICカードの形状、耐久性、物理特性、電気的条件、データ項目、セキュリティなどが列挙されている。

このICカードは電池レスのカードで、専用の読み取り書き込み装置から一以内に近づけることにより作動し、〇・五秒以内のデータ送信、十秒以内のデータ受信が可能である。メモリーに記憶される「データ項目」は、現行の免許証に印刷表記されている氏名・住所等の基本情報、免許証番号、性別、免許の種類などの他に、「性別」が追加されている。

このICカードには、五二バイトの不揮発性メモリーが搭載される。しかし前記の「データ項目」だけでは、約一七〇バイトである。「予備」とされるデータエリアに、三四〇バイト「漢字一七〇文字分の情報を記憶できることになる。

この空きエリアにはいったいどんな情報が書き込まれるのであるのか。「駐車違反×点減点」の書き込みで約十バイト、と計算していくと、ほう大な「犯歴」が書き込まれることになるのだが……

市民シンポジウムのご案内

高度情報化社会における私たちのプライバシーの危機を考える！！

行政や企業は、コンピュータを利用して市民の情報をほぼ無制限に収集し、ネットワーク化して利用するようになってきています。特にいま政府が検討を進めている住民基本台帳をもとにすべての国民に番号をつける“共通番号制”は、国民監視網の総仕上げともいえるものです。このような仕組みを認めれば、私たちのプライバシーが危機的状況にいたることは明らかです。

手放して見ていてよいのでしょうか。

PIJ プライバシー・インターナショナル・ジャパン 代表 石村耕治

テーマ 『自治省、国税庁による 国民総背番号制導入プランを検証する』

1. せまりつつある国民背番号制による超監視社会
2. 背番号制による監視社会とは
スウェーデンのPIN（統一個人コード）による管理状況
アメリカ・カナダの番号による国民の監視状況
北米・オーストラリアにおけるオンブズマン制度
3. シンポジウム
関連省庁・諸機関から.....いま行政がめざしている共通番号制とは
国会議員情報ハイウェイ構想の落とし穴
フリージャーナリスト.....免許証のICカード化と(監)クルマ社会
地方公共団体職員.....ここまで来た住民監視システム
4. 質疑応答

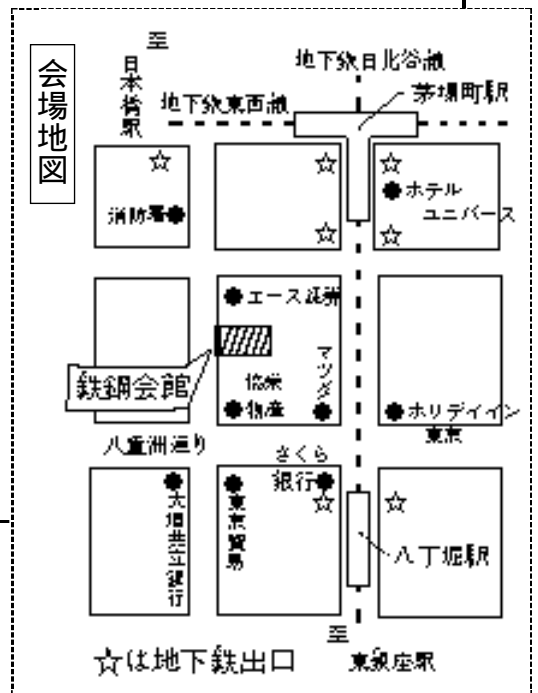
とき 1996年 1月27日
午後 2 時開会
(受付開始午後 1 時 30 分)

ところ 東京都中央区茅場町 **鉄鋼会館**
801号会議室

東京都中央区日本橋茅場町 3 - 2 - 10
03(3669)4851

地下鉄東西線の茅場町駅 12番出口
地下鉄日比谷線の茅場町駅 1番出口

資料代1,000円



編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋 3 - 25 - 15 IBビル10F 〒171

Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

NetWorkのつぶやき

- ・自治省「研究会」の検討作業は、急ピッチ。国税庁も住民番号利用を前提に納税者番号の検討を強化。
- ・PIJも、急きょCNN5号を発行.....
- ・税金も福祉も社会保障も「番号カード」と引き替えの日が目前に..... (T